

副本

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 ほか7名

被告 国

答 弁 書

令和3年7月8日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所 別紙のとおり)

部	付	清	平	昌	大
部	付	本	村	行	広
部	付	君	塚	知 弥	子
訟 務 官		尾	形	信	周

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

局	付	周	藤	崇	久
局	付	浅	野	航	平
民事法制管理官付法制第一係長		生	部	雅	敏
民事法制管理官付係員		山	本	勇	治

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

第3 求釈明

1 原告らの主張

- (1) 原告らは、「法律上同性の者との婚姻を認めない現行民法及び戸籍法の規定（括弧内省略）は、憲法上の人権たる婚姻の自由を不当に侵害し、その限りにおいて違憲かつ無効である」（訴状23ページ）とし、「現行法の規定が憲法24条1項・2項及び憲法14条1項違反であることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたって立法を怠ったものである」（同112ページ）と主張している。
- (2) 他方で、原告らは、婚姻の自由が憲法上の権利であるとした上で（同23ないし54ページ）、結論において、「法律上同性の者との婚姻を認める立法を怠ったという立法不作為について、被告は国家賠償法1条の損害賠償責任を負う」（同113ページ）と主張している。

2 求釈明事項

前記(1)の主張からすれば、原告らは、同性の者との婚姻を認めていない特

定の規定が違憲であり、これを改廃しないこと（違憲な法律の改廃的不作為）が国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であると主張するものとも思われるものの、当該特定の規定を必ずしも明示していないこと、他方で、原告らの主張の結論において前記(2)の主張をしていることからすると、原告らは、国会議員が同性の者との婚姻を認める法制度を創設しないこと（憲法上の権利行使の機会を確保する立法的不作為）が違憲であり、その立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法であるとの主張をしているものと解される。

ついで、原告らの主張に対して的確に反論するために、①原告らの主張は、同性の者との婚姻を認めていない民法及び戸籍法の特定の規定が違憲であることを主張するものではなく、国会議員が民法及び戸籍法において同性の者との婚姻を認める法制度を創設しないことが違憲であると主張するという理解でよいのか、②上記の理解でよい場合、国会議員に義務付けられる「同性の者との婚姻を認める立法」とは具体的にどのような立法内容であるかにつき、原告らにおいて明らかにされたい。

なお、本求釈明は、これらの点につき原告らから回答を得られない限り、被告の認否及び反論をしないという趣旨で行うものではない。

以 上